

浜松市公告第 448 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに浜松市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 7 月 15 日

浜松市
上記代表者 浜松市長 中 野 祐 介

1 都市計画の種類及び名称

浜松都市計画 ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設） 2 号 浜松市南部清掃工場

浜松都市計画 市場 2 号 浜松市地方卸売市場食肉市場

浜松都市計画 と畜場 1 号 浜松市立と畜場

2 都市計画を定める土地の区域（廃止）

浜松都市計画 ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設） 2 号 浜松市南部清掃工場
昭和 53 年 4 月 5 日付け浜松市告示第 57 号の区域を削除する。

浜松都市計画 市場 2 号 浜松市地方卸売市場食肉市場
昭和 54 年 11 月 6 日付け浜松市告示第 183 号の区域を削除する。

浜松都市計画 と畜場 1 号 浜松市立と畜場
平成 21 年 7 月 6 日付け浜松市告示第 359 号の区域を削除する。

3 都市計画の案の縦覧場所

浜松市役所都市整備部都市計画課（浜松市中央区元城町 103 番地 2 浜松市役所本館 6 階）

4 意見書の提出先

浜松市役所都市整備部都市計画課（郵便番号 430－8652 浜松市中央区元城町 103 番地 2）

5 縦覧期間

令和 8 年 7 月 15 日（水）から令和 8 年 7 月 29 日（水）まで
（閉庁日及び執務時間外を除く。）